



市 章

大津市公報

平 成 28 年 6 月 29 日
号 外 (第 52 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次	
条 例	
60 大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例.....	1
61 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例.....	2
62 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例.....	2
63 大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例.....	2
64 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例.....	3
65 大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例.....	3
66 大津市手数料条例の一部を改正する条例.....	3
67 大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	9
68 大津市ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例.....	10
69 大津市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例.....	10
70 大津市医療費助成条例の一部を改正する条例.....	11
71 大津市温泉保養交流施設条例の一部を改正する条例.....	11
72 大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....	12
73 大津市公人屋敷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....	12
74 大津市建築基準条例の一部を改正する条例.....	13
75 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	13
76 大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例.....	13
77 大津市立野外活動施設条例の一部を改正する条例.....	14
78 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例.....	15

条 例

大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第60号

大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「支払い」を「支払」に改め、同条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第6条中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

第11条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される大津市議会議員及び大津市長の選挙について適用する。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年 6 月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第61号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市民病院経営形態検討委員会の項を削り、同部大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会の項の次に次のように加える。

大津市子育て 応援団等支援 補助事業選定 委員会	市民団体等が実施する子育ての 支援に資する活動で、市がその 経費の一部を補助するものの選 定のために必要な事項を審査等 すること。	4 人	学識経験を有する者、福祉関 係団体から選出された者及び 市職員
-----------------------------------	---	-----	---------------------------------------

別表に次のように加える。

市長及び教育 委員会	大津市東部学 校給食共同調 理場整備・運 営事業審査委 員会	民間の資金、経営能力及び技術 的能力を活用して大津市東部学 校給食共同調理場整備・運営事 業を実施するために必要な事項 を審査等すること。	6 人以内	学識経験を有する者
---------------	--	---	-------	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表市長の部大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会の項の次に次のように加える改正規定は平成28年 7 月 1 日から、別表に次のように加える改正規定は同年 8 月 1 日から施行する。

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年 6 月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第62号

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び特別養子縁組休暇」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条の見出しを「（特別休暇等の承認）」に改め、同条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び特別養子縁組休暇」に改め、同条を第16条とし、第14条の次に次の 1 条を加える。

（特別養子縁組休暇）

第15条 特別養子縁組休暇は、職員が、当該職員との間における民法（明治29年法律第89号）第817条の 2 第 1 項に規定する特別養子縁組の成立により養子となる者（次項において「養子となる者」という。）について同法第817条の 8 の規定により必要とされる監護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 特別養子縁組休暇の期間は、養子となる者について前項の監護をするために必要と認められる期間とする。

3 次条の規定による特別養子縁組休暇の承認を受けた職員の当該休暇の期間中の給与及び退職手当の取扱いについては、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により育児休業をした職員の例による。

附 則

この条例は、平成28年 7 月 1 日から施行する。

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年 6 月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第63号

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
 大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例(平成27年条例第80号)の一部を次のように改正する。
 別表第2 夜間看護等手当相当分の項中「6,600円」を「12,400円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に開始する勤務に対する割増賃金又は夜間看護等手当について適用し、同日前に開始した勤務に対する割増賃金又は夜間看護等手当については、なお従前の例による。

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第64号

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例(平成27年条例第76号)の一部を次のように改正する。
 別表第2 夜間看護等手当相当分の項中「5,000円」を「10,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に開始する勤務に対する特別報酬について適用し、同日前に開始した勤務に対する特別報酬については、なお従前の例による。

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第65号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 大津市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年条例第12号)の一部を次のように改正する。
 第7条第2項第1号を次のように改める。
 前項第1号の業務 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額
 ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 6,800円
 イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める額
 (ア) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,300円
 (イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,900円
 (ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円
 第7条第2項第2号中「次に掲げる額」を「次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからウまでに定める額」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「7時間以上」の次に「15時間未満」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該業務に係る勤務時間が15時間以上のとき 10,000円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する勤務に対する手当について適用し、同日前に開始した勤務に対する手当については、なお従前の例による。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第66号

大津市手数料条例の一部を改正する条例
 大津市手数料条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第60項第1号ア及びイを次のように改める。

ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合

- (7) 標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び次項において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イ並びに第8条第1号イ及びロの規定により評価する方法をいう。次項において同じ。）の評価によるもの

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	231,000円（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（次項において「登録建築物調査機関」という。）その他規則で定める者が、認定の申請に係る建築物について、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面（以下この項において「評価書面」という。）の添付がなされたものにあつては、14,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	364,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	512,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	627,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、125,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	738,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、156,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	840,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、194,000円）
50,000平方メートル以上のもの	1,043,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、270,000円）

- (イ) モデル建物法（基準省令第1条第1項第1号ロ並びに第8条第1号イ及びロの規定により評価する方法をいう。次項において同じ。）の評価によるもの

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	91,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	147,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	232,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	300,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、125,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	359,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、156,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	419,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、194,000円）
50,000平方メートル以上のもの	540,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、270,000円）

イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合

- (7) 一戸建て住宅

床面積の合計	金額 (1 棟につき)
200平方メートル未満のもの	45,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,000円)
200平方メートル以上のもの	48,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,000円)

(4) 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額 (1 棟につき)
300平方メートル未満のもの	77,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	121,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	197,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	278,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	534,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、126,000円)
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	936,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、188,000円)
50,000平方メートル以上のもの	1,709,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、283,000円)

別表第60項第1号に次のように加える。

ウ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合 住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる建築物の区分に応じて定める金額を合算した金額

別表第60項第3号中「5,000円」を「4,800円」に改め、「戸数及び」及び「戸数の2分の1(その数に1に満たない端数が生じたときは、これを切り上げた数)及び」を削り、同項第4号中「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項」を「都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項」に改め、同表に次の1項を加える。

61 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく事務

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(同法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査

ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合

(ア) 標準入力法・主要室入力法の評価によるもの

床面積の合計	金額 (1 棟につき)
300平方メートル未満のもの	230,000円 (登録建築物調査機関その他規則で定める者が、認定の申請に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面(以下この号において「評価書面」という。)の添付がなされたものにあつては、12,000円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	362,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	510,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000円)

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	736,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、154,000円)
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	838,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000円)
50,000平方メートル以上のもの	1,041,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000円)

(イ) モデル建物法の評価によるもの

床面積の合計	金額 (1棟につき)
300平方メートル未満のもの	89,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	357,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、154,000円)
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	417,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000円)
50,000平方メートル以上のもの	538,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000円)

イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合

(ア) 一戸建て住宅

床面積の合計	金額 (1棟につき)
200平方メートル未満のもの	43,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)
200平方メートル以上のもの	47,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)

(イ) 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額 (1棟につき)
300平方メートル未満のもの	76,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	195,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	276,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	532,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円)
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	934,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000円)

50,000平方メートル以上のもの	1,707,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000円）
-------------------	--

ウ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合 住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる建築物の区分に応じて定める金額を合算した金額

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査 前号の規定により算定して得られる金額に、当該認定の申請について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定により建築物に関する確認の申請をし、又は同法第18条第2項の規定により建築物の計画の通知をする際に納付すべき手数料として別表第19項第1号の規定により算定して得られる額を合算した金額

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査 第1号の規定により算定して得られる金額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,800円）。この場合（次号において算定する場合を含む。）において、床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1として算定するものとする。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査 前号の規定により算定して得られる金額に、当該認定の申請について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定により建築物に関する確認の申請をし、又は同法第18条第2項の規定により建築物の計画の通知をする際に納付すべき手数料として別表第19項第1号の規定により算定して得られる額を合算した金額

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合

(7) 標準入力法・主要室入力法の評価によるもの

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	230,000円（登録建築物調査機関その他規則で定める者が、認定の申請に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると評価した書面（以下この号において「評価書面」という。）の添付がなされたものにあつては、12,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	362,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	510,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	736,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、154,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	838,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000円）
50,000平方メートル以上のもの	1,041,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000円）

(イ) モデル建物法の評価によるもの

床面積の合計	金額 (1 棟につき)
300平方メートル未満のもの	89,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	357,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、154,000円)
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	417,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000円)
50,000平方メートル以上のもの	538,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000円)

イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合

(ア) 性能基準 (基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ 及びロ に規定する基準をいう。) に適合するものとして認定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額 (1 棟につき)
200平方メートル未満のもの	43,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)
200平方メートル以上のもの	47,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額 (1 棟につき)
300平方メートル未満のもの	76,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	195,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	276,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	532,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円)
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	934,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000円)
50,000平方メートル以上のもの	1,707,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000円)

(イ) 仕様基準 (基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ 及びロ に規定する基準をいう。) に適合するものとして認定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額 (1 棟につき)
200平方メートル未満のもの	22,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)
200平方メートル以上のもの	23,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額 (1 棟につき)
300平方メートル未満のもの	36,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	59,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	152,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	275,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円)
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	462,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000円)
50,000平方メートル以上のもの	807,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000円)

ウ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合 住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる評価基準の区分に応じて定める金額を合算した金額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年 6 月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第67号

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年条例第61号) の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「。以下この項」の次に「及び附則第8条」を加え、「及び第8項」を「、第8項及び附則第7条から第10条まで」に改める。

第21条第3項第2号中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備 (同条第3項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。) を有する付室」を「付室 (階段室が同条第3項第2号に規定する構造でない場合にあつては、同号に規定する構造であるものに限る。) 」に改める。

附則に次の見出し及び4条を加える。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

第 7 条 当分の間、園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第 17 条第 3 項本文の規定により算定した職員の数が 1 となるときは、同項の規定により置かなければならない職員のうち 1 人は、同項の規定にかかわらず、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者（以下「認定教育・保育従事者」という。）とすることができる。

第 8 条 当分の間、幼保連携型認定こども園に置く職員については、第 17 条第 3 項の規定にかかわらず、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該幼保連携型認定こども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって、これに代えることができる。ただし、当該小学校教諭等免許状所持者が教育課程に基づく教育に従事することができるのは、職員の補助者として従事する場合に限る。

第 9 条 当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、当該幼保連携型認定こども園の利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数を超えるときは、当該幼保連携型認定こども園に置く職員については、第 17 条第 3 項の規定にかかわらず、開所時間を通じて必要となる職員の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、認定教育・保育従事者をもって、これに代えることができる。ただし、当該認定教育・保育従事者が教育課程に基づく教育に従事することができるのは、職員の補助者として従事する場合に限る。

第 10 条 前 2 条の規定を適用する場合における小学校教諭等免許状所持者及び認定教育・保育従事者の数は、これらの規定の適用がないとした場合の第 17 条第 3 項から第 5 項までの規定により算定される職員の数の 3 分の 1 を超えてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 28 年 6 月 29 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 68 号

大津市ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例

大津市ふれあいプラザ条例（平成 9 年条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条、第 5 条関係）

使用区分 室名	市民			市民以外の者		
	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで
ホール	4,240 円	4,240 円	5,300 円	6,360 円	6,360 円	7,960 円
視聴覚室	1,560 円	1,560 円	1,960 円	2,350 円	2,350 円	2,940 円
大会議室	3,020 円	3,020 円	3,780 円	4,540 円	4,540 円	5,670 円
中会議室	1,670 円	1,670 円	2,090 円	2,510 円	2,510 円	3,140 円
小会議室	730 円	730 円	920 円	1,100 円	1,100 円	1,380 円
和室	680 円	680 円	850 円	1,030 円	1,030 円	1,280 円

附 則

- この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

大津市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 28 年 6 月 29 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第69号

大津市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

大津市男女共同参画センター条例(平成17年条例第93号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

室名	使用料	
	市民	市民以外の者
多目的室	1時間につき 190円	1時間につき 290円

備考 営利を目的として多目的室を使用する場合の使用料は、この表による使用料の額の5割に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算した額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市医療費助成条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第70号

大津市医療費助成条例の一部を改正する条例

大津市医療費助成条例(昭和48年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「9歳」を「12歳」に改め、同項第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第2項第4号中「前項第7号」を「前項第6号」に改め、同項第5号中「前項第8号」を「前項第7号」に改め、同項第6号中「前項第9号」を「前項第8号」に改める。

第3条第1項中「第2条第1項第9号」を「第2条第1項第8号」に改め、同項第1号中「第7号まで」を「第6号まで」に、「及び第7号」を「及び第6号」に改め、同号工中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改め、同項第2号中「第2条第1項第8号ア」を「第2条第1項第7号ア」に改め、同項第3号中「第2条第1項第8号イ」を「第2条第1項第7号イ」に改める。

第4条第1項中「(第2条第1項第6号の対象者を除く。)」を削る。

第5条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(支給の方法)」を付する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条中「第7号」を「第6号」に、「同項第8号ア」を「同項第7号ア」に改める。

第10条中「又は第2条第1項第6号の対象者」を削る。

第12条中「第8号」を「第7号」に、「同項第9号」を「同項第8号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

大津市温泉保養交流施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第71号

大津市温泉保養交流施設条例の一部を改正する条例

大津市温泉保養交流施設条例(平成17年条例第96号)の一部を次のように改正する。

第7条中「以下」を「次条において」に改める。

別表第1項の表中「及び70歳以上の者」を「、高齢者及び障害者等」に改め、「(小学校就学前の幼児を除

く。) 」を削り、同項の表に備考として次のように加える。

備考

- 1 この表中「高齢者」とは、70歳以上の者をいう。
- 2 この表中「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの
 市内に住所を有する者で、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けているもの
 市内に住所を有する者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの
 市内に住所を有する者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けているもの
 前各号に規定する者を介護する者（前各号に規定する者1人につき1人に限る。）
- 3 小学校に就学するまでの者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

.....

大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第72号

大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例（平成5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「以下これらを」を「次条において」に改める。

別表第1中「利用料金」の次に「の上限額」を加え、同表備考第2項を次のように改める。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。
 市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの
 市内に住所を有する者で、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けているもの
 市内に住所を有する者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの
 市内に住所を有する者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けているもの
 前各号に規定する者を介護する者（前各号に規定する者1人につき1人に限る。）

別表第2中「利用料金」の次に「の上限額」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

.....

大津市公人屋敷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第73号

大津市公人屋敷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市公人屋敷の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中「額」を「上限額」に改め、同表備考第2項を次のように改める。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。
 市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの
 市内に住所を有する者で、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けているもの
 市内に住所を有する者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの
 市内に住所を有する者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定

又は同条第2項に規定する要支援認定を受けているもの

前各号に規定する者を介護する者(前各号に規定する者1人につき1人に限る。)

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

大津市建築基準条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第74号

大津市建築基準条例の一部を改正する条例

大津市建築基準条例(平成12年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項第5号中「小学校、幼稚園」を「幼稚園、小学校、義務教育学校(前期課程に係るものに限る。)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

建築物が道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項に規定する自動車の車庫である場合
通行の安全上支障がないものとして規則で定める場合

第37条中「(主要構造部が準耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。)」を削り、「第129条の2第2項」を「第129条第2項」に改め、「確かめられたもの」の次に「(主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られた建築物の階又は特定避難時間倒壊等防止建築物の階に限る。)」を加える。

第38条中「(主要構造部が準耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。)」で」を「のうち」に、「第129条の2の2第2項」を「第129条の2第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、「確かめられたもの」の次に「(主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。)」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第75号

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「327,800人」を「328,800人」に改め、同項第3号中「209,600立方メートル」を「210,500立方メートル」に改める。

第4条の3を削り、第4条の4を第4条の3とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第76号

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第14条中「期末手当にあってはその基準日以前3箇月以内(12月に支給する期末手当の場合は6箇月以内)の期間において、勤勉手当にあってはその」を削り、「、それぞれ勤務」を「勤務」に、「それぞれ当該」を「当

該」に改める。

第14条の2の次に次の1条を加える。

(特別養子縁組休暇の承認を受けた職員の給与)

第14条の3 特別養子縁組休暇(職員が、当該職員との間における民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項に規定する特別養子縁組の成立により養子となる者について同法第817条の8の規定により必要とされる監護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。以下同じ。)の承認を受けた職員には、第13条第1項の規定にかかわらず、当該休暇の期間について、給与を支給しない。ただし、期末手当又は勤勉手当の基準日に特別養子縁組休暇を使用した職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当又は勤勉手当を支給する。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

大津市立野外活動施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第77号

大津市立野外活動施設条例の一部を改正する条例

大津市立野外活動施設条例(平成17年条例第100号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第9条」を「第7条」に改める。

第4条第3項中「宿泊棟の暖房器具その他規則で定める」を「キャンプ場等の」に改め、同条第5項中「附帯設備の利用料金」の次に「(次条及び第6条において「利用料金」と総称する。)」を加える。

第5条及び第6条を削る。

第7条中「キャンプ場等の利用料金、附帯設備の利用料金又は浴室の利用料金(次条において「利用料金」と総称する。)」を「利用料金」に改め、同条を第5条とし、第8条から第13条までを2条ずつ繰り上げる。

別表第1項の表中「小学校(」の次に「義務教育学校の前期課程、」を加え、同項の表備考第2項中「中学校(」の次に「義務教育学校の後期課程、」を加え、別表第2項の表備考第1項中「かかわらず」の次に「、乳幼児以外の者1人につき乳幼児1人に限り」を加え、別表第2項の表備考第2項中「宿泊室を昼間(午前11時から午後1時までをいう。)に」を「宿泊しない者が午前11時から午後9時までの間に宿泊室を」に改め、別表第4

使用時間及び金額		使用時間及び金額		
午前	午後	午前	午後	夜間
午前 8 時 30 分から 午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
1,880円	3,060円	1,880円	3,060円	3,060円
3,780円	6,130円	3,780円	6,130円	6,130円
12,960円	19,950円	12,960円	19,950円	19,950円
3,780円	6,130円	3,780円	6,130円	6,130円
7,530円	11,620円	7,530円	11,620円	11,620円
18,820円	30,650円	18,820円	30,650円	30,650円
37,850円	61,300円	37,850円	61,300円	61,300円

に改め、同項の表備考第3項を次のように改める。

3 午前の使用時間の区分を使用したものが午後の使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合又は午後の使用時間の区分を使用したものが夜間の使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合は、使用時間1時間につき、この表の午後又は夜間の欄に掲げる額を4で除して得た額(この額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。)を加算した額とする。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

.....

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年 6 月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第78号

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条第 2 項の表 1 の部 1 の項中「0.86」を「0.88」に改め、同表 2 の部 1 の項中「0.91（第 1 級又は第 2 級）」を「0.92（第 1 級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第 5 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成28年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 新条例附則第 6 条第 2 項及び第 5 項の規定は、平成28年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る年金たる損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 改正前の大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づいて平成28年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定による年金たる損害補償及び休業補償は、新条例の規定による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。